

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年5月18日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
守山市今宿四丁目9番6-102号 磯田 直樹	草津市志那町字十九ノ坪286番5	219.57㎡	R8.5.18	1929

（令和8年5月18日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年5月18日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市稲津三丁目2番4号、大津市大石中五丁目20番8号 江川 英太郎、江川 愛子	草津市北山田町字内野307番6 外1筆	282.50㎡	R8.5.18	1930

（令和8年5月18日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年5月19日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市中沢一丁目3番28-301号 西部ハイツ 荒木田 優哉、荒木田 裕美	草津市岡本町字打越626番10	292.75㎡	R8.5.19	1931

(令和8年5月19日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年5月26日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市南草津五丁目5番地14-201 リクソーレ I 青木 佑太	草津市新浜町字中屋敷66番8	245.07㎡	R8.5.26	1932

(令和8年5月26日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年5月29日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5081-014
 - (2) 工事名 追分三丁目配水管更新工事(1工区)
 - (3) 工事場所 草津市追分三丁目
 - (4) 工事概要 開削工
水道配水用ポリエチレン管
φ100 L=444.0m
φ75 L=91.9m
 - (5) 工事期間 契約締結日から令和9年2月26日まで
- 2 予定価格 84,810,000円(税抜き)
- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入

札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。
草津市野村七丁目2番1号 ヴィラヤマナカ
306号室
㈱中央設計技術研究所滋賀事務所
なお、「当該受託者と資本または人事面において

関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和8年度において土木一式工事（水道施設工事）部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和8年度の格付けにおいて、土木一式工事（水道施設工事）部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和8年5月29日午前9時から令和8年6月30日午後4時45分まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和8年5月29日午前9時から令和8年6月11日午後4時45分まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和8年6月18日午前9時から、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行

う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和8年6月29日午前9時から令和8年6月30日午後4時45分まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 水道施設工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和8年7月1日 午前9時30分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札

は無効とする。

- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

1 3 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 1 4 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

- 1 5 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 1 6 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

- 1 7 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 1 8 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 1 9 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

2 0 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10

日以内に契約書を提出しなければならない。

- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。

- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2 1 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課 電話 077-561-2307（直通）

（令和8年5月29日揭示済み）

教育委員会規則

草津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月26日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

草津市教育委員会規則第13号

草津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

草津市学校運営協議会規則（平成30年草津市教育委員会規則第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 <現行どおり> （学校運営に関する基本的な方針の承認） 第3条 <現行どおり> （1）～（3） <現行どおり> <u>（4）</u> 職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関する こと。 <u>（5）</u> <現行どおり> 2 <現行どおり> 第4条～第16条 <現行どおり>	第1条～第2条 <省略> （学校運営に関する基本的な方針の承認） 第3条 <省略> （1）～（3） <省略> <改正後に新設> <u>（4）</u> <省略> 2 <省略> 第4条～第16条 <省略>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和8年5月26日揭示済み）

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第10号

草津市教育情報セキュリティ委員会設置要綱を次のとおり制定する。

令和8年5月22日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

草津市教育情報セキュリティ委員会設置要

綱

（設置）

第1条 草津市教育情報セキュリティ対策基準（以下「教育版対策基準」という。）を総合的、体系的に推進するため、草津市教育情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）教育版対策基準の策定および運用に関すること。
- （2）教育版対策基準を、教育委員会の所管に属する情報資産に接するすべての教職員等に周知徹底すること。
- （3）教育情報セキュリティ対策の調査および研究に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか教育情報セキュリティに関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 教育部理事（学校教育担当）
- (2) 教育部副部長（学校教育担当）
- (3) 学校政策推進課長
- (4) 各小学校長
- (5) 各中学校長

2 委員長は、教育部理事をもって充てる。

3 副委員長は、教育部副部長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催および議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、随時に関係職員または専門的知見を有する者等を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会に情報セキュリティを専門的に推進するため、草津市教育情報セキュリティ管理者部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会員は、教育情報セキュリティ管理者（各小学校長および各中学校長をいう。）の中から統括教育情報セキュリティ責任者（教育部理事（学校教育担当）をいう。以下同じ。）が任命する。

3 部会について必要な事項は、統括教育情報セキュリティ責任者が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年5月22日から施行する。

(令和8年5月22日揭示済み)

草津市教育委員会告示第11号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和8年6月1日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

1 期 日 令和8年6月26日（金） 午後2時
00分

2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和8年6月1日揭示済み)

選挙管理委員会告示

草選委告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和8年6月1日現在において、次のとおりである。

令和8年6月1日

草津市選挙管理委員

委員長 木 村 辰 己

50分の1の数 2, 276人

6分の1の数 18, 961人

3分の1の数 37, 922人

(令和8年6月1日揭示済み)

草選委告示第17号

令和7年4月1日から令和8年3月31日までにあった公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の

2第1項および第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について、同法第28条の4第7項の規定により公表する。

令和8年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 木 村 辰 己

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの選挙人名簿の抄本の閲覧の状況
別紙のとおり

	申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称および代表者または管理人）		利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地
	NO.	氏名、名称				
1	参政党滋賀第3支部	支部長 田中真司	選挙運動用葉書等の対象者を抽出するため	4月15日	市内に住む18歳以上の男女	草津市矢橋町7－153
2	参政党滋賀第3支部	支部長 田中真司	選挙運動用葉書等の対象者を抽出するため	4月17日	市内に住む18歳以上の男女	草津市矢橋町7－153
3	参政党滋賀第3支部	支部長 田中真司	選挙運動用葉書等の対象者を抽出するため	4月21日	市内に住む18歳以上の男女	草津市矢橋町7－153
4	参政党滋賀第3支部	支部長 田中真司	選挙運動用葉書等の対象者を抽出するため	4月22日	市内に住む18歳以上の男女	草津市矢橋町7－153
5	参政党滋賀第3支部	支部長 田中真司	選挙運動用葉書等の対象者を抽出するため	4月24日	市内に住む18歳以上の男女	草津市矢橋町7－153
6	参政党滋賀第3支部	支部長 田中真司	選挙運動用葉書等の対象者を抽出するため	4月25日	市内に住む18歳以上の男女	草津市矢橋町7－153
7	参政党滋賀第3支部	支部長 田中真司	選挙運動用葉書等の対象者を抽出するため	5月22日	市内に住む18歳以上の男女	草津市矢橋町7－153
8	参政党滋賀第3支部	支部長 田中真司	選挙運動用葉書等の対象者を抽出するため	5月23日	市内に住む18歳以上の男女	草津市矢橋町7－153
9	参政党滋賀第4支部	支部長 田中真司	選挙運動用葉書等の対象者を抽出するため	5月28日	市内に住む18歳以上の男女	草津市矢橋町7－153

NO.	申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称および代表者または管理人）		利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地
	氏名、名称	代表者、管理人				
10	参政党滋賀第5支部	支部長 田中真司	選挙運動用葉書等の対象者を抽出するため	5月29日	市内に住む18歳以上の男女	草津市矢橋町7-153
11	日本情報通信株式会社	代表取締役 上田 三佳	滋賀県政世論調査の調査対象者を抽出するため	5月28日	市内に住む18歳以上の男女 3,000件	京都市伏見区竹田藁屋町75番地
12	日本情報通信株式会社	代表取締役 上田 三佳	滋賀の医療福祉に関する県民意識調査の調査対象者を抽出するため	5月29日	市内に住む18歳以上の男女 3,000件	京都市伏見区竹田藁屋町75番地
13	一般社団法人共同通信社	社長 沢井 俊光	日本世論調査会・共同通信社 世論調査の対象者を抽出するため	7月30日	第2投票区、第14投票区、第37投票区	東京都港区東新橋1-7-1
14	一般社団法人中央調査社	会長 境 克彦	「第27回参議院議員通常選挙に関する意識調査」の調査対象者を抽出するため	8月22日	草津市追分二丁目、三丁目 18歳以上の男女	東京都中央区銀座5丁目15番8号
15	一般社団法人中央調査社	会長 境 克彦	「時事世論調査」の調査対象者を抽出するため	9月9日	草津市追分二丁目、三丁目 18歳以上の男女	東京都中央区銀座5丁目15番8号
16	一般社団法人中央調査社	会長 境 克彦	「時事世論調査」の調査対象者を抽出するため	9月16日	草津市追分二丁目、三丁目 18歳以上の男女	東京都中央区銀座5丁目15番8号
17	一般社団法人中央調査社	会長 境 克彦	「政治・経済・社会に関する意識調査」の調査対象者を抽出するため	1月6日	草津市平井五丁目 18歳以上の男女22名	東京都中央区銀座5丁目15番8号

(令和8年6月1日揭示済み)

草選委告示第18号

滋賀県知事選挙における各投票区投票所を次の場所に設ける。

令和8年6月1日

草津市選挙管理委員会

委員長 木 村 辰 己

各投票区投票所 別紙のとおり

投票所一覧

投 票 区	投 票 所	所 在 地
第 1 投票区	草津市立志津南まちづくりセンター	草津市 若草五丁目10番地
第 2 投票区	草津市立志津小学校体育館	草津市 青地町827番地
第 3 投票区	草津市立志津まちづくりセンター	草津市 青地町561番地
第 4 投票区	追分町会館	草津市 追分五丁目6番5号
第 5 投票区	渋川中町会館	草津市 渋川一丁目7番14号
第 6 投票区	草津市立渋川まちづくりセンター	草津市 西渋川二丁目9番38号
第 7 投票区	草津市立大路まちづくりセンター	草津市 大路二丁目9番11号
第 8 投票区	草津市立プール	草津市 西大路町13番10号
第 9 投票区	砂原会館	草津市 東草津一丁目4番20号
第 10 投票区	草津市立草津まちづくりセンター	草津市 草津一丁目4番33号
第 11 投票区	草津市立西一会館	草津市 草津町1446番地1
第 12 投票区	草津市立さわやか保健センター	草津市 草津三丁目13番30号
第 13 投票区	矢倉町会館	草津市 矢倉二丁目1番7号
第 14 投票区	草津市立矢倉まちづくりセンター	草津市 東矢倉二丁目13番6号
第 15 投票区	野路コミュニティセンター	草津市 野路七丁目1番18号
第 16 投票区	桜ヶ丘会館	草津市 桜ヶ丘四丁目3番4号
第 17 投票区	草津市立老上小学校体育館	草津市 野路町517番地
第 18 投票区	草津市立南笠東小学校体育館	草津市 南笠東四丁目4番1号
第 19 投票区	南笠公民館	草津市 南笠町2000番地1
第 20 投票区	草津市立橋岡会館	草津市 橋岡町71番地
第 21 投票区	矢橋総合会館	草津市 矢橋町1199番地1
第 22 投票区	新浜会館	草津市 新浜町68番地1
第 23 投票区	草津市立新田会館	草津市 木川町898番地3
第 24 投票区	出屋敷会館	草津市 木川町833番地1
第 25 投票区	野路小林町自治会館	草津市 野路二丁目13番2号
第 26 投票区	木川町農業会館	草津市 木川町517番地
第 27 投票区	草津市立山田まちづくりセンター	草津市 南山田町678番地
第 28 投票区	北山田会館	草津市 北山田町787番地
第 29 投票区	南山田会館	草津市 南山田町776番地
第 30 投票区	野村会館	草津市 野村五丁目26番20号
第 31 投票区	草津市立笠縫まちづくりセンター	草津市 上笠一丁目6番3号
第 32 投票区	草津市立笠縫東小学校正面玄関内	草津市 平井三丁目8番1号
第 33 投票区	駒井沢町公民館	草津市 駒井沢町317番地1
第 34 投票区	下笠会館	草津市 下笠町3007番地2
第 35 投票区	草津市立常盤東総合センター	草津市 芦浦町319番地1
第 36 投票区	下物会館	草津市 下物町113番地1
第 37 投票区	草津市立常盤まちづくりセンター	草津市 志那中町111番地1
第 38 投票区	吉田町会議所	草津市 志那町2620番地

(令和8年6月1日揭示済み)

草選委告示第19号

滋賀県知事選挙における期日前投票所を次の場所に設ける。

令和8年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 木 村 辰 己

- 1 草津市役所2階 特大会議室 草津市草津三丁目13番30号
6月19日（金）から7月4日（土）まで
午前8時30分から午後8時まで
- 2 草津市立市民交流プラザ ロビー 草津市野路一丁目15番5号
6月27日（土）から7月4日（土）まで
午前10時から午後8時まで
- 3 エイスクエア SARA東館2階 エイプレイス
草津市西渋川一丁目18番38号
6月27日（土）から7月4日（土）まで
午前10時から午後8時まで
- 4 イオンモール草津 モール棟2階 イオンホール
草津市新浜町300
6月27日（土）から7月4日（土）まで
午前10時から午後8時まで
- 5 立命館大学 セントラルアーク 草津市野路東一丁目1番1号
7月2日（木）から7月3日（金）まで
午前10時から午後6時まで

（令和8年6月1日掲示済み）

草選委告示第20号

滋賀県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の規定による不在者投票について、投票用紙および不在者投票用封筒を交付する場所を次のとおり定める。

令和8年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 木 村 辰 己

交付場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所2階 特大会議室

（令和8年6月1日掲示済み）

草選委告示第21号

滋賀県知事選挙における公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項の規定による投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日は、次のとおりとする。

令和8年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 木 村 辰 己

投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日

当該選挙の告示日の2日前

（令和8年6月1日掲示済み）

草選委告示第22号

滋賀県知事選挙における草津市開票区の開票の日時および場所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定に基づき告示する。

令和8年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 木 村 辰 己

- 1 開票の日時 当該選挙の執行日 午後9時15分
- 2 開票の場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所2階 特大会議室

（令和8年6月1日掲示済み）

草選委告示第23号

滋賀県知事選挙における草津市開票区の開票管理者およびその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定に基づき告示する。

令和8年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 木 村 辰 己

開票管理者 草津市芦浦町241番地1

木 村 辰 己
開票管理者の職務を代理すべき者

草津市西渋川一丁目5番8号

中 村 孝

(令和8年6月1日揭示済み)

草選委告示第24号

滋賀県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項および第4項の規定による草津市開票区の開票立会人を決定するためのくじを行う日時、場所および方法を次のとおり定めたので、同条第6項の規定に基づき告示する。

令和8年6月1日

草津市選挙管理委員会

委員長 木 村 辰 己

- 1 日 時 当該選挙の執行日の前3日
午後5時30分
- 2 場 所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所4階 行政委員会室
- 3 方 法 (1) 公職選挙法第62条第2項のくじ
(開票立会人の届出が10人を超えた場合のくじ)
① 立候補届出受理順（または名簿届出受理順）に本くじを引く順序のくじを行う。この場合、開票立会人となるべき者の届出がない候補者があるときは、順次繰り下げて行う。
② ①で決まった順序により本くじを行い、開票立会人を決定する。
(2) 公職選挙法第62条第4項のくじ
(同一政党等に属する開票立会人が3人以上の場合のくじ)
① 立候補届出受理順に本くじを引く順序のくじを行う。
② ①で決まった順序により本くじを行い、開票立会人を決定する。

(令和8年6月1日揭示済み)

草選委告示第25号

滋賀県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による、投票記載所の氏名および党派別の名称の掲示の掲載順序を決定するくじを行う日時、場所および方法を次のとおり定める。

令和8年6月1日

草津市選挙管理委員会

委員長 木 村 辰 己

- 1 日 時 当該選挙の告示日
午後5時30分
- 2 場 所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所4階 行政委員会室
- 3 方 法 ① 立候補届出受理順に本くじを引く順序のくじを行う。
② ①で決まった順序により本くじを行う。

(令和8年6月1日揭示済み)

草選委告示第26号

滋賀県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターの掲示場を同法第144条の2第1項の規定により別紙の場所に設置したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年6月1日

草津市選挙管理委員会

委員長 木 村 辰 己

ポスター掲示場の設置場所 別紙のとおり（別紙 略）

(令和8年6月1日揭示済み)